

一部事務組合等の取扱い(その3)について

一部事務組合等の取扱い(その3)について、次のとおり提出する。

平成16年7月8日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

一部事務組合等の取扱い(その3)について

- 1 大野郡東部消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務及び財産をすべて新市に引き継ぐ。また、大野郡東部消防組合の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
- 2 緒方町、朝地町に係る消防及び救急に関する事務については、竹田市及び直入郡3町による新市と共同処理する方向で合併までに調整する。
- 3 野津町に係る消防及び救急に関する事務については、臼杵市及び野津町による新市と共同処理する方向で合併までに調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

大野郡 5 町 2 村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第15-3号
大野郡 5 町 2 村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	1 5 一部事務組合等の取扱い(その3)	中項目	1 一部事務組合等の取扱い	小項目	2 大野郡東部消防組合
協議の結果					

区分	大 野 郡 5 町 2 村 の 現 況						調整の具体的内容	
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村		犬飼町
町 村 別 内 容	1 組合を組織する地方公共団体 三重町、清川村、大野町 千歳村、犬飼町、野津町	三重町に同じ			三重町に同じ	三重町に同じ	三重町に同じ	
	2 組合の共同処理する事務 消防及び救急に関する事務を共同 処理する。	三重町に同じ			三重町に同じ	三重町に同じ	三重町に同じ	
	3 事務所の位置 大野郡三重町大字市場1200番地	三重町に同じ			三重町に同じ	三重町に同じ	三重町に同じ	
	4 組合の議会議員定数(12人) 三重町 2人 清川村 2人 大野町 2人 千歳村 2人 犬飼町 2人 野津町 2人	三重町に同じ			三重町に同じ	三重町に同じ	三重町に同じ	
	5 組合議員の任期 関係町村の議会の議員としての任 期による。	三重町に同じ			三重町に同じ	三重町に同じ	三重町に同じ	

6 分賦金
分賦金の額は、地方交付税法による関係町村の前年度消防費の基準財政需要額を基礎とする。

町村名	野津町	三重町	清川村	大野町	千歳村	犬飼町
分賦率	75/100	87/100	70/100	75/100	70/100	75/100

町村分賦金は、それぞれの基準財政需要額に上の表に示す割合「以下「分賦率」という」を乗じて得た額の構成比(小数点以下第7位を切り捨てた数字)により比例配分とする。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目第15-3号
大野郡5町2村合併協議会

担当部会【総務部会】

大項目	15 一部事務組合等の取扱い(その3)	中項目	1 一部事務組合等の取扱い	小項目	3 竹田広域消防組合
協議の結果					

区分	大野郡5町2村の現況						調整の具体的内容	
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村		犬飼町
			1 組合を組織する地方公共団体 緒方町、朝地町、竹田市 荻町、久住町、直入町	緒方町に同じ				
			2 組合の共同処理する事務 消防及び救急に関する事務を共同処理する。	緒方町に同じ				
			3 事務所の位置 竹田市大字会々2742番地の1	緒方町に同じ				
			4 組合の議会議員定数(12人) 緒方町 2人 朝地町 2人 竹田市 2人 荻町 2人 久住町 2人 直入町 2人	緒方町に同じ				
			5 組合議員の任期 関係市町の議会の議員としての任期による。	緒方町に同じ				
			6 負担金 1 竹田広域消防組合負担金については、構成各市町とも地方交付税の消防費にかかる基準財政需要額の70%に相当する額と、それを超える分は各市町の人口割(直近の国勢調査人口)で算出した額との合算額とする。					

協議事項に係る参考資料

協定項目 第15-3号

大野郡5町2村合併協議会

【一部事務組合の取扱い】

合併関係市町村が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合（地方自治法284条）については、構成団体に変動が生じるため、一部事務組合又は広域連合を存続させるか、存続させるなら規約をどう改正するかについて関係地方公共団体と協議する必要があります。

尚、構成団体が合併関係市町村と同一の場合は、当該事務は合併市町村の事務となります。（「市町村合併ハンドブック」より）

具体的事例

構成市町村間で合併する場合

合併関係市町村と構成市町村が同一の場合又は合併関係市町村が構成市町村を包括する場合は、当該組合等は構成市町村とともに消滅することとなり、当該組合等有する財産等は、通常新市町村に引き継がれることとなります。

組合等を構成する市町村が構成外の市町村と合併する場合

新設合併の場合は、構成市町村の法人格が消滅するので、組合等の脱退の手続きが必要になります。この場合、組合等で処理していた事務を新市町村又は別の組合等で処理する場合には、元の組合等に対しては脱退の手続きのみで終了しますが引き続き元の組合等で事務を処理する場合には、改めて新市町村の加入の手続きが必要になります。

また、引き続き組合等で事務を処理する場合には、当該事務処理をどの範囲で行うかについて関係市町村間で協議を要します。場合によっては、新市町村のうち従来の構成市町村のみの区域で従来と同様の共同処理を行うことも考えられます。

大野郡東部消防組合については、野津町が白杵市と合併の日の前日に大野郡東部消防組合から脱退することとなります。17年1月1日以降、引続き共同処理する方向で調整しています。また、竹田広域消防組合については、緒方町、朝地町が合併の日の前日に同組合を脱退します。その上で引続き共同処理を行う方向で調整しています。いずれも、事務処理の範囲、事務処理の方法、財産処分について合併までに調整していくこととなります。

組合等の再編、統合、その他

合併を契機として、組合等の再編、統合等を行うことが考えられます。この場合の財産処分については、構成市町村のみならず合併関係市町村においても十分協議する必要があります。

【根拠法令】

地方自治法

第284条（組合の種類及び設置）

地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により、規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

第286条（組織、事務及び規約の変更）

一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

第288条（解散）

一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

第289条（財産処分）

第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

第290条（議会の議決を要する協議）

第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方自治体の議会の議決を経なければならない。

市町村の合併の特例に関する法律

（職員の身分取扱い）

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員すべてに通じて公正に処理しなければならない。

第156回国会 参議院 総務委員会 第6号 平成15年3月25日民主党 高嶋良充/総務大臣官房総括審議官 伊藤祐一郎

高嶋良充君

清掃や消防など的一部事務組合が合併によって廃止を余儀なくされるということになった場合、市町村の職員は特例法9条で身分保有についての特例が認められているんですけども、一部事務組合の職員の身分保障はどのようにされようとしているのか。9条が準用されるのかどうかということも含めてお尋ねをしたいと思います。

政府参考人（伊藤祐一郎君）

一部事務組合が行っておりました業務を合併後の市町村においてどのように処理、ないしはどのような組織、人管理体制において処理するかにつきましては、合併市町村の協議により御検討いただきたいと考えております。

合併のときの職員の身分取扱いにつきましては、御指摘の市町村の合併に関する特例の第9条の規定がございまして、その9条の規定は「合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。」と規定しているところであります。この規定は一部事務組合には直接適用になるものではございませんが、その趣旨につきましては、一部事務組合についてもその趣旨を踏まえて対応することが望ましいと考えております。

高嶋良充君

今、基本的に言えば、9条、法的には準用されなくてもその趣旨を踏まえということは、それを尊重すべきだと、こういう御答弁だというふうに御理解をさせていただきたいというふうに思っています。

先進事例

【佐伯市】（H17.3.3合併予定）

（1）佐伯地域広域市町村圏事務組合の取扱いについては、次のとおりとする。

合併の前日に解散し、共同処理事務は、すべて新市に引き継ぐ。

所有する財産、債務は、すべて新市に引き継ぐ。

職員はすべて、新市の職員として引き継ぐ。

合併時身分を保有する職員は、現給を保障する。

～以下略～

【宇佐市】（H17.3.31合併予定）

- 1．宇佐清掃事業組合及び宇佐地域消防組合は、合併までに広域再編を目指して関係市町村等と協議の上調整する。
- 2．宇佐山郷衛生事業組合は、合併の前日をもって解散し、その事業及び財産は、すべて新市に引き継ぐ。
- 3．その他、3市町が加入する一部事務組合等については、合併までに調整する。

【白杵市】（H17.1.1合併予定）

現在の白杵市・野津町範囲を直轄する消防本部を設置する。

（1）新市の消防本部の位置は、現在の白杵市消防本部の位置とする。

（2）現在の白杵市消防署を新市の消防署とし、野津町に分署を設置する。

（3）新市の消防体制は、平成17年1月1日を目標に整備する。ただし、新しい体制が整備されるまでの間は、現行体制とする。

【竹田市】（H17.4.1合併予定）

竹田広域消防組合については、合併までに調整する。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第15-3号

大野郡5町2村合併協議会

常備消防の広域化に対する国及び県の取組み

1. 『消防広域化基本計画の策定について』

(平成6年9月20日付け消防消第135号各都道府県知事宛て消防庁長官通知)

小規模消防本部の広域再編に関する基本的な計画「消防広域化基本計画」を策定するとともに、消防の広域再編を進める。

2. 『大分県における常備消防の広域化に関する報告書』

(平成9年3月 大分県常備消防広域化検討委員会)

この報告書が、国がいう「消防広域化基本計画」の位置づけとなる。

- ・10万人以上を目途に組織の再編を図るべきである。
- ・広域再編の整備は、平成18年度までに完了する。
- ・6消防本部体制及び8消防本部体制を示したが、いずれも「大野郡東部」+「竹田広域」のパターンであった。

3. 『消防広域化基本計画の見直しについて』

(平成13年3月30日付け消防消第63号各都道府県知事宛て消防庁長官通知)

「消防広域化基本計画の見直しに関する指針」

- ・地域課題を総合的に解決する観点から、市町村合併により意思決定、事業実施などを単一の地方公共団体が行うことがより効果的である。
- ・広域行政制度（一部事務組合、事務委託等）による場合、消防と防災の担当組織が分離することとなり、災害対応等において、必要な情報の共有化、速やかな意思決定など迅速・的確な対応等の面で問題が生じる可能性がある。
- ・都道府県においては、今後の小規模消防本部の広域再編のあり方を明らかにするため、県内消防本部の消防力の現状等について分析の上、消防広域化計画の見直しを進めることが必要。
- ・見直し後の計画期間は、実情を踏まえるとともに合併特例法の期限も勘案して適切な期間とする。

4. 『市町村合併に伴う消防本部の広域再編の推進について』

(平成15年10月30日付け消防消第180号各都道府県知事宛て消防庁長官通知)

- ・消防本部の広域再編の積極的な助言・指導について改めての要請。
- ・管轄人口が概ね10万人以上を基本とする。
- ・合併により小規模な消防本部が生じることは適当ではない。
- ・広域行政制度（一部事務組合、事務委託等）を活用して広域的な消防本部を設けることが適当である。

5. 『大分県市町村合併支援プラン』

(平成16年4月19日改定 大分県市町村合併支援本部)

消防の広域再編に向けた支援について追加された。

市町村合併に伴い、消防本部の更なる広域化、国民保護法制における消防の果たす役割などの観点から、新市、消防本部等と連携を図りながら消防の広域再編を推進する。

参考

平成16年3月県議会 後藤県議代表質問に対する答弁趣旨

平成16年3月12日(金)

安部生活環境部長 答弁

広域消防再編については、県内6ないし8消防本部への再編が望ましいという提言を受け、あらゆる機会をとらえて推進してきたところである。しかしながら、広域消防再編の枠組みと市町村合併の枠組みに相違が生じている地域が一部にみられることや、厳しい地方財政、消防職員の高齢化という状況を考慮すると、現在の構想を見直す必要がある。消防の広域再編構想の見直しにあたっては、基本的に市町村合併後の行政区域を単位とし、市町村合併の方向が定まる平成17年3月までに見直したいと考えている。また、更なる消防本部の広域化や現在国会で検討される国民保護法制等を考慮し、消防の再編時期を検討していきたい。

以上の経緯により、広域消防再編については17年3月までには新たなパターンが示されることになる。したがって、合併に伴う事務の共同処理は住民サービスの低下や不安を招かない経過的な措置として捉えている。

配置分合に係る財産処分について(考え方)

1. 財産処分の手続き

事実上の協議

各構成団体の長は法定上の手続き(各団体の議会の議決、各団体の長による協議)に入る前に、実質的な協議を行い、全構成団体の間で合意を取り付けておく必要がある。

議会の議決

事実上の協議により、具体的な財産処分案を作成の上、関係地方公共団体の議会の議決を得る。

構成団体の長の協議

長は法定上の協議を行い、協議書を作成する(後日に争いを残さないため)。この場合、長は議会の議決内容と異なる協議をすることはできない。財産処分に関する協議書は、解散の協定書を作成するときに併せて作成する。

県知事への届出

財産処分を行うときは、構成団体の議会の議決を経て行う協議によって決する(自治法第289条、290条)ので、許可権者(県知事)の許可は不要である。したがって、解散の届出の際に、財産処分に関する協議書、各構成団体の協議書等の必要書類を添付する。

2. 財産処分に先立つ検討事項

消防組合として地方自治法第96条に基づき処分する財産

消防組合が解散する前に、その所有する不動産又は動産を売却して財産関係の整理をする場合において、自治法第96条に基づき条例で定められている基準以上の予定価格に該当するものを処分するケースが生じたときには、消防組合の議会の議決が必要なので所要の準備が必要。(構成団体と新市町村が同一であり、そこへ事務承継するのであれば不要と考えられる。)

起債の承継又は繰り上げ償還

消防組合が地方債の償還日の前に解散に至る場合には、他の団体が起債を承継するか又は解散に先立って繰り上げ償還を行う必要がある。いずれの方法を採るかについて関係団体、融資機関及び起債許可権者と所要の連絡・調整を行う必要がある。また、起債を承継する場合、通説によれば消防組合(旧債務者)と当該債務の新たな帰属先の団体(引受人)との間で債務引受契約を締結し、債権者の承諾があれば譲渡は可能であると考えられている。

なお、行政実例では、起債を他の団体が承継する場合は、改めて起債の手続きを要しないとされている(昭27.7.2平成12年度清掃組合承継に同じ)。実務上は債務の承継について、融資機関等に対して必要な通知書を提出する等の手続きを行う。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第15-3号

大野郡5町2村合併協議会

3. 財産処分の対象となる財産

解散に伴う財産とは、物件、債権、債務は勿論特許権、著作権等の無体財産権を含めた一切の積極的、消極的財産を意味する。ただし、公法上の未徴収金国県支出金、地方交付税の未収入金、行政庁から命ぜられた負担金の納付義務のような公法上の積極及び消極財産、予算に属する未収入金、未払い金及び歳計現金のような計の属する財産や物品会計に属する物品、その他公用書類は事務承継の対象となるので含まれない。また、自治法第237条にいう「財産」とはその区分を異にしていることにも注意を要する。

なお、消防組合が管理していた公の施設については、その建物、土地等が消防組合の構成団体の所有物である場合は、事務承継の範囲に属し、その公の施設を構成する財産が消防組合自体の所有物である場合には、財産処分を行う必要がある。

4. 財産の帰属先

財産の帰属先については法令上の制限は無いので、構成団体に帰属させる場合、新たな団体に帰属させる場合等が考えられる。

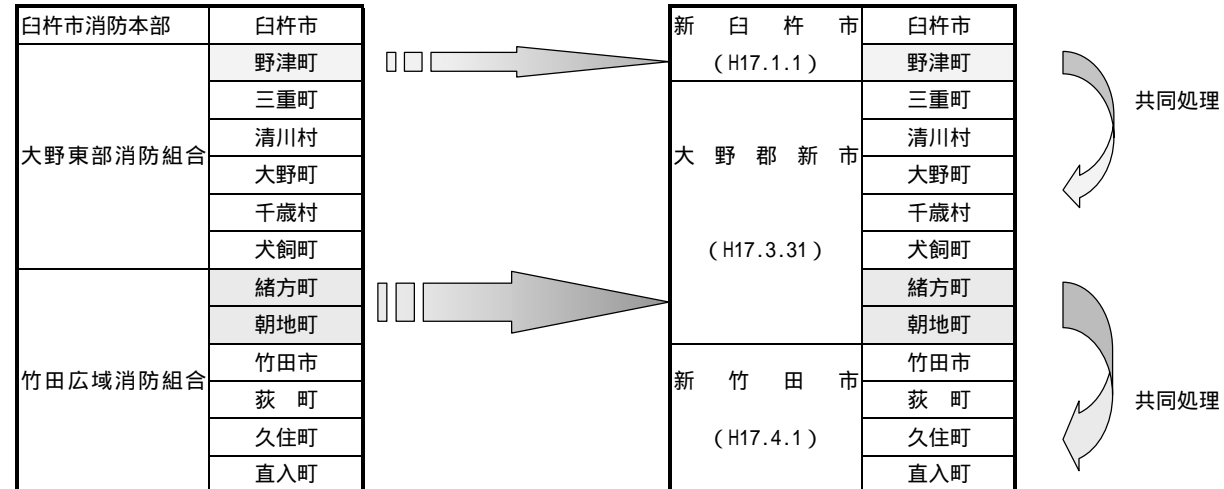
5. 財産処分を行う場合の注意事項

解散に伴う財産処分を行うに当たっては、法律行為が問題なく行われ、解散と同時点で財産処分が完成するように配慮しなければならない。

市町村合併に伴う常備消防体制について(イメージ図)

《広域消防組合等》

《市町村合併》



協議事項に係る参考資料

協定項目 第15-3号

大野郡5町2村合併協議会

<<大野郡東部消防組合同規約>>

(組合の名称)

第1条 この組合は、大野郡東部消防組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する町村)

第2条 組合は、次の町村(以下「関係町村」という。)をもつて組織する。

野津町、三重町、清川村、大野町、千歳村、犬飼町

(共同処理する事務)

第3条 組合は、消防及び救急に関する事務(消防団に関する事務を除く。)を共同処理する。

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、大野郡三重町大字市場1200番地に置く。

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は12人とし、その選出区分は次のとおりとする。

野津町 2人、三重町 2人、清川村 2人、大野町 2人、千歳村 2人、犬飼町 2人

2 組合議員は、関係町村の議会において、当該関係町村の議会の議員のうちから選挙する。

3 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属していた関係町村はただちにこれを補充しなければならない。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係町村の議会の議員としての任期による。

(議会の議長及び副議長)

第7条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、組合の議会において組合議員の中から選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員としての任期による。

(執行機関の組織及び選任の方法)

第8条 組合に管理者、副管理者5人及び収入役を置く。

2 管理者は、関係町村の長の互選による。

3 副管理者は、管理者以外の関係町村の長をもつてあてる。

4 収入役は、管理者の属する町村の収入役をもつてあてる。

(管理者、副管理者及び収入役の任期)

第9条 管理者、副管理者及び収入役の任期は、関係町村の長又は収入役としての任期による。

(吏員その他の職員)

第10条 組合に吏員その他の職員を置き、消防長は管理者が任命し、消防長以外の吏員その他の職員は、管理者の承認を得て消防長が任命する。

2 前項の職員の定数は、組合の条例で定める。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合議員及び知識経験を有する者の中からそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者については、組合議員としての任期によるものとし、知識経験を有するものうちから選任された者については3年とする。

(組合の経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、関係町村の分賦金及びその他の収入をもつてあてる。

2 前項に規定する分賦金は、消防施設及び各町村の人口、その他を基準として関係町村長が協議して定める。

(地方自治法等の準用)

第13条 この規約に規定すべき事項で、この規約に定めのないものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)中町村に関する規定及び消防組織法(昭和22年法律第226号)の規定を準用する。

附 則(昭和50年規約第3号)

この規約は知事の許可の日から施行し、昭和50年度から施行する。

<<竹田広域消防組合同規約>>

(組合の名称)

第1条 この組合は、竹田広域消防組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する町村)

第2条 組合は、次の市町(以下「関係町村」という。)をもつて組織する。

竹田市、荻町、久住町、直入町、緒方町、朝地町

(共同処理する事務)

第3条 組合は、消防及び救急に関する事務(消防団及び水利施設に関する事務を除く。)を共同処理する。

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、竹田市大字会々2742番地の1に置く。

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は12人とし、その選出区分は次のとおりとする。

竹田市 2人、荻町 2人、久住町 2人、直入町 2人、緒方町 2人、朝地町 2人

2 組合議員は、関係町村の議会において、当該関係町村の議会の議員のうちから選挙する。

(組合議員の任期等)

第6条 組合議員の任期は、関係町村の議会の議員としての任期による。

2 組合議員がその関係市町における議会の議員の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず組合議員の職を失うものとする。

3 組合議員に欠員が生じたときは、その組合議員の属していた関係市町はただちにこれを補充しなければならない。

(議会の議長及び副議長)

第7条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、組合の議会において組合議員のうちから選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員としての任期による。

(執行機関の組織及び選任の方法)

第8条 組合に管理者、副管理者5人及び収入役を置く。

2 管理者は、関係町村の長の互選による。

3 副管理者は、管理者以外の関係町村の長をもつてあてる。

4 収入役は、組合の事務所の所在する関係市町の収入役をもつてあてる。

(管理者、副管理者及び収入役の任期)

第9条 管理者、副管理者及び収入役の任期は、関係町村の長又は収入役としての任期による。

(吏員その他の職員)

第10条 組合に吏員その他の職員を置き、消防長は管理者が任命し、消防長以外の吏員その他の職員は、管理者の承認を得て消防長が任命する。

2 前項の職員の定数は、組合の条例で定める。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合議員及び知識経験を有する者の中からそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者については、組合議員としての任期によるものとし、知識経験を有するものうちから選任された者については4年とする。

(組合の経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、関係市町の負担金及びその他の収入をもつてあてる。

2 前項に規定する負担金の額は、関係市町の長が協議して定める。

附 則(昭和53年大分県指令地第1,090号許可)

この規約は、大分県知事の許可の日から施行する。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第15-3号

大野郡5町2村合併協議会

<<大野郡東部消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例>>

(趣旨)
 第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第11条第1項の規定により、消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域を定めるものとする。
 (消防本部及び消防署の設置)
 第2条 大野郡東部消防組合の消防事務を処理するため、次の機関を置く。
 1 消防本部
 2 消防署
 (商法分部の位置及び名称)
 第3条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
大野郡東部消防組合消防本部	大野郡三重町大字市場1200番地

(消防署)
 第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
大野郡東部消防組合消防署	大野郡三重町大字市場1200番地	野津町・三重町・清川村・大野町・千歳村・犬飼町、6町村の全域 (526.20k㎡)

<<大野郡東部消防組合消防職員の定数条例>> 16.4.1現在

第1条 この条例は、消防規約第10条第2項の規定により大野郡東部消防組合消防本部及び消防署に常時勤務する消防職員(特別職及び臨時又は非常勤の職を除く。)の定数について定めるものとする。
 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。
 消防吏員 78名

<<大野東部消防本部・署の概要>> 16.4.1現在

署・所の実数	本部	本署	野津救急派出所	大野救急派出所	犬飼救急派出所	合計
	(10名)	(42名)	(9名)	(9名)	(9名)	(79名)
車両の配置状況	タンク車		2			2
	ポンプ車		1			1
	化学車					0
	指令車	1				1
	指揮広報車	1				1
	救急車		1	1	1	4
	査察車	1				1
	救助工作車					0
	広報車	1				1
	その他	1	1			2
計	5	5	1	1	1	13

階級	定員数
消防監	0
司令長	1
司令	9
司令補	41
士長	7
副士長	12
消防士	9
その他	(1)
合計	79

()内は臨職

出動件数	H14	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
	火災		3	2	2	1	1	2	0	1	0	0	0	2
救急		201	132	136	146	136	123	132	150	128	135	132	151	1,702
救助		2	4	4	1	2	0	1	3	1	2	1	2	23

<<竹田広域消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例>>

(趣旨)
 第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第11条第1項の規定により、消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域を定めるものとする。
 (消防本部及び消防署の設置)
 第2条 大野郡東部消防組合の消防事務を処理するため、次の機関を置く。
 1 消防本部
 2 消防署
 (商法分部の位置及び名称)
 第3条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
竹田広域消防組合消防本部	竹田市大字会々2742番地の1

(消防署)
 第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
竹田広域消防組合消防署	竹田市大字会々2742番地の1	竹田市、荻町、久住町、直入町、緒方町、朝地町、1市5町村の全域 (694.02k㎡)

<<竹田広域消防組合消防職員の定数条例>> 16.4.1現在

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第12条第2項の規定に基づき竹田広域消防組合に勤務する消防職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。
 第2条 職員の定数は、79名とする。(実質76名)
 消防吏員 75名

<<竹田広域消防本部・署の概要>> 16.4.1現在

署・所の実数	本部	本署	久住分署	緒方分署	合計
	(15名)	(33名)	(14名)	(14名)	(75名)
車両の配置状況	タンク車		1		1
	ポンプ車		2	1	4
	化学車				0
	指令車	1			1
	指揮広報車	1			1
	救急車		1	1	3
	査察車	1			1
	救助工作車		1		1
	広報車	1			1
	その他		1	1	3
計	3	7	3	3	16

階級	定員数
消防監	0
司令長	2
司令	9
司令補	32
士長	11
副士長	12
消防士	10
その他	0
合計	76

出動件数	H15	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
	火災		7	3	12	1	3	1	3	1	3	1	2	2
救急		166	123	136	144	141	115	155	164	123	147	162	135	1,711
救助		6	5	4	3	4	3	4	4	4	2	1	1	41

協議事項に係る参考資料

協定項目 第15-3号

大野郡5町2村合併協議会

広域消防組合組織図 (16.4.1現在)

【大野郡東部消防組合】

構成町村 面積526.20Km²(内野津分139.19Km²)

野津町、三重町、清川村、千歳村、大野町、犬飼町

組織機構図

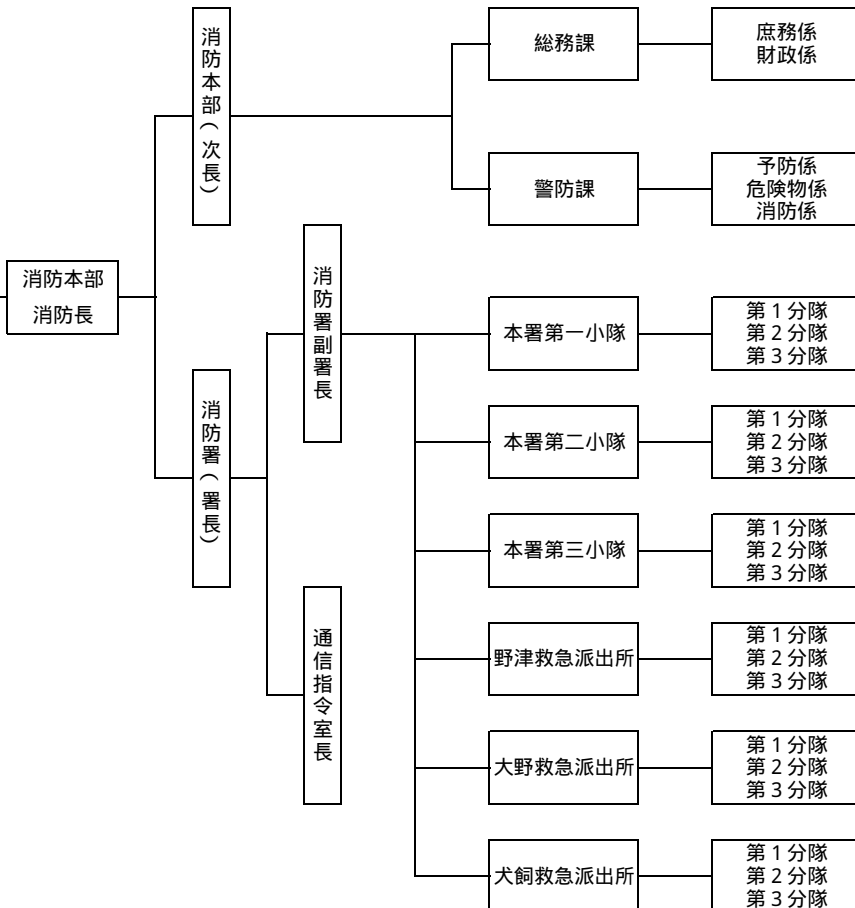
(1) 組織図

組合議員
構成町村議員
の中から各2
名宛て
計 12名

管理者
(町村長代表)

副管理者
各町村長

構成人員79名
司令長 1名
司令 9名
司令補 41名
士長 7名
副士長 12名
消防士 9名



名称・位置・管轄区域

名称	区分	位置	管轄区域	人員配置数 合計79
大野郡東部消防組合 消防本部(署)		大野郡三重町大字市場1200	組合管内全域	消防本部 10 消防署 42
野津救急派出所		大野郡野津町大字野津原992の4	野津町の全域	野津 9
大野救急派出所		大野郡大野町大字田中74	大野町の全域 千歳村の一部	大野 9
犬飼救急派出所		大野郡犬飼町大字田原77の3	犬飼町の全域 千歳村の一部	犬飼 9

【竹田広域消防組合】

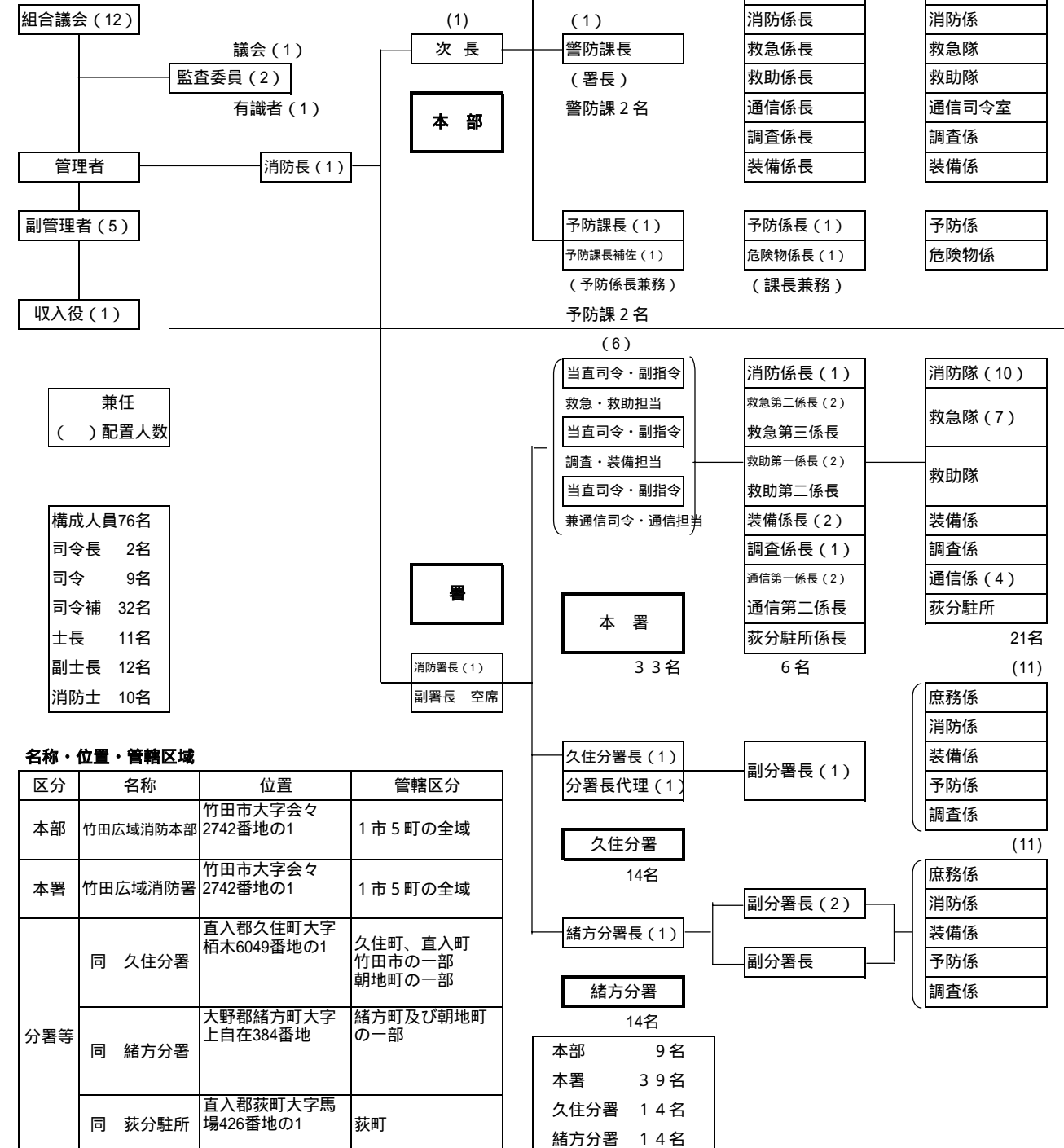
面積694.02km²(内朝地、緒方分216.35km²)

(5)

構成町村

竹田市、荻町、久住町、直入町、緒方町、朝地町

組織機構図



名称・位置・管轄区域

区分	名称	位置	管轄区分
本部	竹田広域消防本部	竹田市大字会々 2742番地の1	1市5町の全域
本署	竹田広域消防署	竹田市大字会々 2742番地の1	1市5町の全域
分署等	同 久住分署	直入郡久住町大字 栢木6049番地の1	久住町、直入町 竹田市の一部 朝地町の一部
	同 緒方分署	大野郡緒方町大字 上自在384番地	緒方町及び朝地町 の一部
	同 荻分駐所	直入郡荻町大字馬 場426番地の1	荻町

本部 9名
本署 39名
久住分署 14名
緒方分署 14名

協議事項に係る参考資料

協定項目 第15-3号

大野郡5町2村合併協議会

大野東部消防組合

平成14年度一般会計実質収支に関する調書

単位：千円

区 分		金 額
1	歳入総額	751,604
2	歳出総額	748,739
3	歳入歳出差引額	2,865
4	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5	実質収支額	2,865
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の規定による基金繰入額	0

性質別収支の状況

収入の状況 単位：千円

区分	決算額
分担金及び負担金	738,300
手数料	319
都道府県支出金	3,368
財産収入	69
繰越金	4,979
諸収入	4,570
歳入合計	751,605

支出の状況 単位：千円

区分	決算額
人件費	698,259
物件費	37,637
維持補修費	621
補助費等	6,261
公債費	379
積立金	2,503
投資的経費	3,079
歳出合計	748,739

平成14年度財産に関する調書

(1) 土地及び建物

単位：㎡

区 分	13年度末	14年度中増減	14年度末	備考
本庁舎及び派出所(土地)	0	0	0	
本庁舎及び派出所(建物、非木造)	1107.21	0	1107.21	
公共用財産(その他の施設、木造)	10.24	0	10.24	
公共用財産(その他の施設、非木造)	206.5	0	206.5	
計	1323.95	0	1323.95	

(2) 物品

区 分	13年度末	14年度中増減	14年度末
消防自動車	2台	0台	2台
救急車	4台	0台	4台
指令車	1台	0台	1台
現調車	1台	0台	1台
工作車	1台	0台	1台
その他の車両	4台	1台	5台
無線機	34機	0機	34機

(3) 基金

単位：千円

区 分	13年度末現在高	14年度中増減額	14年度末現在高
基金	9,336	2,503	11,839

(4) 地方債現在高の状況

単位：千円

区 分	13年度現在高	14年度発行額	14年度元利償還額			14年度末現在高
			元金	利子	計	
消防施設整備事業債	1,050	0	350	29	379	700

竹田広域消防組合

平成14年度一般会計実質収支に関する調書

単位：千円

区 分		金 額
1	歳入総額	738,998
2	歳出総額	731,471
3	歳入歳出差引額	7,527
4	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5	実質収支額	7,527
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の規定による基金繰入額	0

○平成14年度財産に関する調書

(1) 土地及び建物

単位：㎡

区 分	13年度末	14年度増減	14年度末	備考
土地	本署用地	3,576.50	0.00	3,576.50
	緒方分署用地	938.00	0.00	938.00
	小計	0.00	4,514.50	4,514.50
建物	本署	962.88	0.00	962.88
	久住分署	233.20	0.00	233.20
	緒方分署	214.50	0.00	214.50
	小計	0.00	1,410.58	1,410.58
計	0.00	5,925.08	5,925.08	

(2) 物品

区分	13年度末	14年度増減	14年度末	備考
消防用無線電話	38機	0台	38機	
消防緊急情報システム	1機	0台	1機	
車両	消防自動車	6台	0台	6台
	救急自動車	4台	0台	4台
	その他車両	6台	0台	6台
	小計	14台	0台	14台

協議事項に係る参考資料

協定項目 第15-3号

大野郡5町2村合併協議会

(3) 基金 単位：千円

区 分	13年度末現在高	14年度中増減額	14年度末現在高
職員退職手当積立基金	403,159	9,392	412,551
消防施設整備積立基金	10649	4186	14,835
合 計	413,808	13,578	427,386

(4) 地方債現在高の状況 単位：千円

区 分	13年度現在高	14年度発行額	14年度元利償還額			14年度末現在高
			元金	利子	計	
庁舎建設事業債	29,900	0	1,082	623	1,705	28,818
消防施設整備事業債	70,336	0	12,773	915	13,688	57,563
合 計	100,236	0	13,855	1,538	15,393	86,381